

十和田市告示第 96 号

令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務委託について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 21 日

十和田市長 櫻田 百合子

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務委託
- (2) 内 容 「令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務委託仕様書」のとおりに従うこと
- (3) 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 上限額 1,118 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までの履行までに要するすべての経費を含む。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 提案資料届出書等（以下「応募書類」という。）の提出時から本業務委託契約時まで、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

続中でないこと。

- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）に違反していないこと。
- (6) 他の自治体の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有している提案事業者であること。
- (7) 「令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務受託事業者募集要領」に規定する内容を遵守できること。

3. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 5 月 27 日（火）正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名：「質問書（事業者名）」とすること。

(3) 質問の回答

令和 7 年 5 月 30 日（金）までに、質問及びその回答の全てを十和田市ホームページにて回答する。

4. 参加に関する事項

(1) 提出書類等

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 6 月 3 日（火）

イ 提出書類 参加表明書（様式 2）

ウ 提出方法 電子メールによる提出

エ 提出先 「9. 担当部署」宛に記載のとおり

(2) 参加承認

- ① 本プロポーザルの参加承認については、令和 7 年 6 月 4 日（水）に電子メールで通知する。

- ② 十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和7年6月4日(水)に連絡がない場合は、翌日午前10時までには担当部署あてに電話確認すること。

(3) 参加辞退

参加者等は、辞退届(様式7)の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

5. 応募に関する事項

(1) 提出書類等

- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 令和7年5月21日(水)から令和7年6月9日(月)17時まで |
| イ 提出書類 | <ul style="list-style-type: none">・提案資料届出書(様式3)・事業提案書(様式3-1~5)・誓約書(様式4)・提案見積書(様式5)・会社概要書 兼 業務実績書(様式6)・その他必要に応じ、市が求める書類 |
| ウ 提出方法 | 電子メールによる提出 |
| エ 提出先 | 「9. 担当部署」宛に記載のとおり |

6. 審査について

(1) 審査方法

提出された応募書類及びプレゼンテーションによって行う。

(2) 受託者の選定

合計点数が最も高かった事業者を優先候補者とする。

(3) その他

審査の詳細は「令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務受託事業者募集要領」を参照のこと。

7. 選定結果の通知及び公表

令和 7 年 6 月 23 日(月)までに通知(電子メール及び文書発出)し、市ホームページにて公表を行う。

8. その他

詳細については、「令和 7 年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務受託事業者募集要領」を参照のこと。

9. 担当部署

十和田市健康福祉部健康増進課

E-mail kenko@city.towada.lg.jp

〒034-0081 青森県十和田市西十三番町 4 番 37 号

電話 0176-51-6791(直通) FAX 0176-25-1183